

○松本市文化芸術表彰要綱

平成19年6月29日

告示第347号

改正 平成29年7月1日告示第208号

令和2年3月19日告示第60号

令和3年3月31日告示第188号

令和3年9月1日告示第421号

令和4年12月20日告示第439号

令和5年7月27日告示第432号

令和7年7月14日告示第507号

(目的)

第1条 この要綱は、文化芸術活動において顕著な成果をおさめた者及び地域の文化芸術振興に貢献した者等を表彰することにより、本市の文化芸術の振興を図ることを目的とする。

(表彰の対象分野)

第2条 表彰の対象とする分野は、文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第8条から第12条までに規定する文化芸術の分野とする。

(表彰の対象者)

第3条 表彰の対象となる者は、本市に住所若しくは活動拠点を有する個人若しくは団体又は本市にゆかりのある個人若しくは団体とする。

(表彰の種類及び基準)

第4条 表彰の種類及び基準は、次のとおりとする。

(1) 文化芸術大賞 全国規模以上の大会等（評価が定着しているコンクール・公募展等に限る。以下同じ。）で最高賞又はこれと同等の成績をおさめるなど、技量及び活動が全国的に高い評価を受け、その業績が傑出している者に授与する。（平成18年度以前の松本市芸術文化功労表彰の被表彰者は除く。次号においても同様とする。）

(2) 文化芸術功労賞 20年以上にわたる文化芸術活動により、本市の文化芸術振興に大きく貢献した者に授与する。

(3) 文化芸術奨励賞 文化芸術分野において優れた活動を行う原則として若年又は中堅層の者であって、将来にわたって一層の活躍が期待される者に授与する（平成1

8年度以前の松本市芸術文化奨励表彰の被表彰者は除く。)

(4) 文化芸術特別栄誉賞 全国規模以上の大会等で最高賞又はこれと同等の成績をおさめるなど、技量及び活動が全国的に高い評価を受け、かつ、長年にわたり本市の文化芸術振興へ貢献するなど、特別に顕彰する必要があると認められる者に授与する。

(表彰の推薦等)

第5条 表彰の推薦をしようとする者は、毎年8月1日から8月31日までの間に、松本市文化芸術表彰推薦書(様式第1号又は様式第2号)に必要な書類を添付して、市長に提出するものとする。

(表彰選考委員会)

第6条 被表彰者の選考を行うため、松本市文化芸術表彰選考委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第7条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 有識者

(2) 副市長

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

4 委員会に委員長を置き、副市長をもってこれに充てる。

5 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要に応じて、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、文化観光部文化振興課において処理する。

(被表彰者の決定)

第10条 市長は、委員会の選考結果に基づき、被表彰者を決定する。

(表彰の方法等)

第11条 表彰は、表彰状及び記念品を贈呈することにより行う。

2 被表彰者が表彰前に死亡したときは、その遺族に贈るものとする。

3 表彰は、毎年11月3日に行う。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。

(功績の公表)

第12条 被表彰者の功績等は、市の広報等により、広く市民に公表する。

2 文化芸術大賞については、市の関係施設で、業績発表等の機会を設けるものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年6月29日から施行する。

附 則 (平成29年7月1日告示第208号)

(施行期日)

1 この告示は、平成29年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の松本市文化芸術表彰要綱の規定による様式は、当分の間この告示による改正後の松本市文化芸術表彰要綱の規定による様式とみなす。

附 則 (令和2年3月19日告示第60号)

(施行期日)

1 この告示は、令和2年3月19日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の松本市文化芸術表彰要綱の規定による様式は、当分の間、この告示による改正後の松本市文化芸術表彰要綱の規定による様式とみなす。

附 則 (令和3年3月31日告示第188号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年9月1日告示第421号)

この告示は、令和3年9月1日から施行する。

附 則(令和4年12月20日告示第439号)

(施行期日)

1 この告示は、令和4年12月20日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の松本市文化芸術表彰要綱の規定による様式は、当分の間、この告示による改正後の松本市文化芸術表彰要綱の規定による様式とみなす。

附 則(令和5年7月27日告示第432号)

(施行期日)

1 この告示は、令和5年7月27日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の松本市文化芸術表彰要綱の規定による様式は、当分の間、この告示による改正後の松本市文化芸術表彰要綱の規定による様式とみなす。

附 則(令和7年7月14日告示第507号)

この告示は、令和7年7月14日から施行する。

様式第1号 (第5条関係)

様式第1号(第5条関係)

(表)

松本市文化芸術表彰推薦書(個人用)

年 月 日

(あて先)松本市長

推薦者	住 所	
	団 体 名	
	氏 名 代表者名	
	電 話	
	候補者との 関 係	

松本市文化芸術表彰要綱第5条の規定に基づき、次のとおり推薦します。

表 彰 区 分	・文化芸術大賞 ・文化芸術功労賞 ・文化芸術奨励賞 ・文化芸術特別栄誉賞		活動 分野	
候補者氏名 (本 名)	ふりがな	芸名/ 雅号等	ふりがな	
生 年 月 日	年 月 日(満 歳)			
住 所	〒	職 業		
		電 話		
活 動 本 拠	〒	教室等 の名称	ふりがな	
松本市での活動年数	年 月 日から通算 年 月			
推薦の理由				

裏面にも記入してください。

(裏)

	候補者氏名	
所属団体		
経歴	職歴及び 師事歴	
	団体歴	
	公職歴	
業績の概要	賞歴等	
	主な活動歴	
	人材育成 (指導歴等)	
	地域貢献	
	作品収蔵先	
	著作物	
	その他	
添付書類	1 賞状等の写し 2 新聞等の掲載記事 3 その他()	

様式第2号（第5条関係）

様式第2号(第5条関係)

(表)

松本市文化芸術表彰推薦書(団体用)

年 月 日

(あて先)松本市長

推薦者	住 所	
	団 体 名	
	氏 名 代表者名	
	電 話	
	候補団体 との関係	

松本市文化芸術表彰要綱第5条の規定に基づき、次のとおり推薦します。

表 彰 区 分	・文化芸術大賞 ・文化芸術功労賞 ・文化芸術奨励賞 ・文化芸術特別栄誉賞		活動 分野	
候補団体名	ふりがな	代表者 氏 名	ふりがな	
事 務 所 所 在 地	〒		電 話	
			F A X	
松本市での活動年数		年 月 日から通算 年 月		
推薦の理由				
事務連絡先 氏 名	ふりがな	役職等		
		電 話		

裏面にも記入してください。

(裏)

		候補団体名	
団体の概要	法人格区分	1 社団法人 2 財団法人 3 NPO法人 4 任意団体	
	設立年月日	年 月 日	会員数 人
	設立の目的		
	事業の概要		
	組織 (役員構成)		
	活動範囲	年間予算額	円
業績の概要	賞歴等		
	主な活動歴		
	人材育成 (指導歴等)		
	地域貢献		
	著作物		
	その他		
添付書類	1 会則等 2 役員名簿 3 事業報告・事業計画 4 決算書・予算書 5 新聞掲載記事等 6 その他()		